

国自整第 126 号の 2
平成 18 年 3 月 2 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について

自動車分解整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に係る事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 92 条、第 93 条、第 94 条、第 94 条の 3、第 94 条の 4 及び第 94 条の 8 の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定め、地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので、お知らせします。

なお、昨今、自動車整備事業者における不正事案が増加傾向にあり、このような行為に対しては、本基準に基づき一層厳格に対応していくことにしていますので、貴会においても、自動車整備事業者による不正行為の防止に万全を期すよう、傘下会員に対し、法令の遵守について徹底をお願いします。

(別添)

行政処分等の基準

1 通則

- (1) 自動車分解整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。

指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。

優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- (2) 行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数については、認証事業者、指定事業者及び優良認定事業者の別毎に別途定める。
- (3) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「自動車整備事業関係行政処分審査委員会」（以下「行政処分審査委員会」という。）を設け、必要に応じ議に付すことにより、行政処分等の量定の加重又は軽減ができるものとする。

2 違反点数の取扱い

- (1) 事業場の違反点数について

- ① 事業者監査等の際に確認された違反事項については、認証事業者、指定事業者又は優良認定事業者の別毎に、1 (2) により定める違反点数を付し、それらを合計した点数（以下「合計点数」という。）を算出するものとする。
- ② 1 (2) により定める違反事項に該当しない違反事項にあっては、類似事項の点数を勘案のうえ、違反点数を決定するものとする。
- ③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあっては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

- (2) 事業者の累積点数について

- ① 2 (1) の合計点数は、認証事業者及び指定事業者の別毎に運輸支局（運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下同じ。）単位で累計し、当該事業者に係る違反点数（以下「累積点数」という。）として管理するものとする。この場合において、認証の取消し及び指定の取消しについては、それぞれ180点及び3

60点を累積点数として繰り入れるものとする。

- ② ①による累計期間は、2年間とする。

なお、2(1)の合計点数が、認証事業者に関しては5点以下の場合、指定事業者に関しては9点以下の場合には、累積点数として計上しないものとする。

3 認証事業者の行政処分

(1) 事業の停止命令

事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、事業の停止を命ずる。
- ② 事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 認証の取消し

認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合
- ② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合
- ③ 事業の廃止を届け出なかった場合
- ④ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合
- ⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合
- ⑦ 法第93条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）
- ⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

(3) 改善命令

6①の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(1) 保安基準適合証等の交付の停止命令

保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が20点以上の場合、

別表 2 に定めるところにより、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

- ② 事業場の指定の取消し処分を行うときに、2 (2) の累積点数が 7 2 0 点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5 日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
- ③ 事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(2) 指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2 (1) の合計点数が 3 6 0 点以上となった場合
- ② 虚偽の指定申請又は変更届出を行った場合
- ③ 5 台以上の不正改造自動車に保安基準適合証等を交付した場合
- ④ 点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合（いわゆるペーパー車検）
- ⑤ 5 台以上の不正改造を実施した場合
- ⑥ 指定の廃止を届け出なかった場合
- ⑦ 法第 9 4 条の 3 第 2 項に基づく是正命令に従わなかった場合
- ⑧ 法第 9 4 条の 8 に基づく保安基準適合証等の交付の停止命令に従わなかった場合
- ⑨ 法第 9 4 条の 4 第 4 項に基づく自動車検査員の解任命令に従わなかった場合
- ⑩ 法第 9 4 条の 8 第 1 項第 4 号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第 8 0 条第 1 項第 2 号ロに該当する場合を除く。）
- ⑪ 法第 1 0 0 条第 2 項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

(3) 自動車検査員の解任命令

自動車検査員の解任命令は、原則として、自動車検査員が次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 保安基準に適合するかどうかの検査を行わないで保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ② 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ③ 一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でないにもかかわらず、保安基準に適合する旨の証明を行った場合

- ④ 自動車検査証に記載された事項と相違するにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ⑤ 不正改造を実施した場合
- ⑥ 過去２年以内に文書警告に該当する法令違反を行い、再度、行政処分等（口頭注意を除く。）に該当する法令違反を行った場合

(4) 是正命令

６①の改善報告を求めた後、事業場の設備、技術及び管理組織に係る部分が改善されていない場合には、是正命令を行うものとする。

5 優良認定事業者の行政処分

優良認定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、２(1)の合計点数が９０点以上となった場合
- ② 虚偽の認定申請又は変更届出を行った場合
- ③ ５台以上の不正改造を実施した場合
- ④ 認証又は指定が取り消された場合（車体整備作業（一種）の認定を受けた工場以外の特種整備工場を除く。）
- ⑤ 法第１００条第２項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

6 その他

① 改善報告

行政処分等（認証、指定又は優良認定の取消し、自動車検査員の解任命令及び口頭注意を除く。）を行った場合には、併せて改善報告の提出を求めるとともに、事業者監査等により事業場における改善状況の確認を行うものとする。

② 行政処分の公表

この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」（平成１４年５月１４日付け国自整第１０号）により公表するものとする。

附 則

- １ この基準は、平成１８年４月１日から施行する。
- ２ この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお、従前の例によるものとする。ただし、この場合であっても事業場の合計点数に対する行政処分等の量定に限り、この基準を適用する。